

平成 28 年度  
ロボット導入促進のための  
システムインテグレータ育成事業  
(追加公募)

公 募 要 領

平成 29 年 5 月

一般社団法人日本ロボット工業会

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人日本ロボット工業会（以下「JARA」という。）が取り扱う平成28年度ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業（以下「本事業」という。）は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、JARA としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよく御理解の上、また以下の点についても十分に御認識いただいた上で補助金受給に関するすべての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② JARA から補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について JARA の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、JARA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
  - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
  - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
  - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。
- ④ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、JARA として、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑤ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を JARA に返還していただきます。併せて、JARA から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑥ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

# 目次

1. 事業の内容	1
1.1. 事業目的	1
1.2. 事業名称	1
1.3. 予算額	2
1.4. 事業内容	2
1.5. 補助対象事業者	2
1.6. 提案類型及び補助対象条件	2
1.7. 応募資格	3
1.8. 補助対象経費	4
1.9. 補助率及び補助金上限額	4
1.10. 補助事業期間	6
1.11. 事業全体のスキーム	6
1.12. 事業の全体スケジュール	7
2. 公募から申請、審査、交付決定まで	8
2.1. 公募	8
2.2. 審査	9
2.3. 採択決定	9
2.4. 交付決定	9
3. 事業開始～補助金交付	11
3.1. 事業の開始及び事業完了	11
3.2. 完了報告	12
3.3. 補助金額の確定及び補助金交付	12
4. その他	14
4.1. 結果の公表について	14
4.2. 事業終了後の報告について	14
4.3. 秘密の保持	14

# 1. 事業の内容

## 1.1. 事業目的

本事業は、ロボットの普及を通じた中小企業等の労働環境改善及び生産性向上に向けて、ロボットを使用した機械システム（ロボットシステム）の導入の提案、設計及び構築等（※1）を行う事業者（※2）の創出及び育成を目的とします。

（※1）ロボットシステムの導入提案、設計及び構築等を「ロボットシステムインテグレーション」といい、以下「ロボットSI」と表記する。

（※2）ロボットシステムインテグレーションを行う事業者を「ロボットシステムインテグレータ<sup>エスアイアール</sup>」といい、以下「ロボットSier」と表記する。

図 1 ロボットとロボットシステム



図 2 ロボットシステムインテグレータ

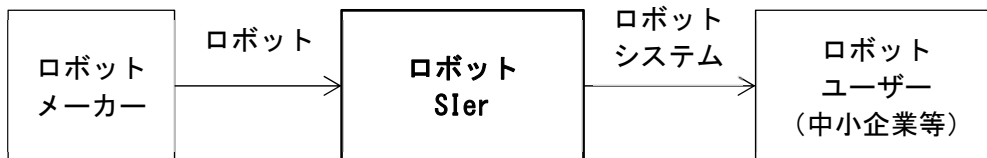




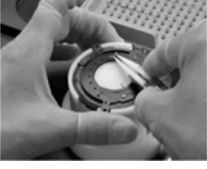



図 3 中小企業等の現場（例）

危険作業	荷重作業	高温/低温下の作業
		
単純作業	緻密作業	熟練作業
		

## 1.2. 事業名称

平成 28 年度ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業

### 1.3. 予算額

13. 2億円程度（うち、残りの予算額）

※ 採択予定件数は設けず、予算額の範囲内で提案内容の優れている事業を採択します。

### 1.4. 事業内容

本事業では、ロボット Sler 等が提案型のロボット SI を行うことができる環境の整備や、ロボット SI に必要な知識、技能及び提案能力の習得等に用いることを目的とした、ロボット等の機械装置の設計、開発及び購入並びに人材育成に係る費用等に要する経費の一部を助成します。

### 1.5. 補助対象事業者

次のⅠ～Ⅴのいずれかに該当する事業者を補助対象事業者とします。

- Ⅰ. 本事業を契機にロボット SI 事業を始める民間企業等
- Ⅱ. ロボット SI 事業を営んでいる民間企業等
- Ⅲ. 協業等によりロボット SI を行う複数の民間企業等による連携体
- Ⅳ. ロボット Sler と協業してロボットの導入提案を行う民間企業等
- Ⅴ. 地域においてロボットの導入提案を行う公設試験研究機関及び地方公共団体

### 1.6. 提案類型及び補助対象条件

次の A～C の類型に掲げる提案内容のいずれかに合致し、補助対象条件（類型ごと及び共通）を満たす提案が補助対象事業となります。

#### **A. ロボット SI 事業参入・拡大型**（補助金上限額：1,500万円）

##### <提案内容>

ロボット SI に必要な知識、技能及び提案能力の習得や高度化を目的として、自らロボット等を取得し、ロボット技術者やロボットシステムの導入提案を担う人材の育成等を通じて、ロボット SI を新たに事業の一つとして展開していく計画や、既存のロボット SI 事業の拡大を目指す計画、実演等による導入提案が可能な環境を整備しロボット導入の促進を図る計画を対象とします。

##### <補助対象条件（A）>

ロボット等の機械装置（汎用ロボット（※）及び周辺装置等）を購入、設計又は開発する計画であること。機械装置の取得無くその他の経費のみを計上している申請は対象として認められない。また、本事業を通じてロボット SI 事業等を展開していくことを前提とする必要があり、自社での人材育成のみを目的とした申請は対象として認められない。

（※）本事業における汎用ロボットとは、個別の目的に対して専用的に使用する趣旨で製造されたロボット以外のものをいう。具体的には、垂直多関節型、水平多関節（スカラ）型、双腕型、

直角座標（直交）型、パラレルリンク型等のロボットを指す。

**B. ロボットセンター開設型**（補助金上限額：5,000万円）

＜提案内容＞

ロボット導入促進のための環境整備を目的として、多彩なロボットを取りそろえロボットシステムの展示や実演等を通じた導入提案を行うほか、ロボットの操作教育や安全教育、ロボットに関する普及・啓発等の講習を実施していく計画を対象とします。

＜補助対象条件（B）＞

汎用ロボットを3台以上取得し、かつ2社以上のロボットメーカーを選定する計画であること。加えて、ロボットの導入促進に資する講習等の受講対象を、申請者の従業員等に限定せずに、補助事業期間終了後も継続的に実施していく計画であること。ただし、商談等を通じたロボットの導入提案を実施していくことを前提とする必要があり、人材育成のみを目的とした申請は対象として認められない。

**C. ロボットシステムのモデル構築型**（補助金上限額：3,000万円）

＜提案内容＞

多くの中小企業等の現場（ものづくり分野、サービス分野）に共通する課題を解決するためのロボットシステムのモデルを構築し、多様な現場にその導入を提案し展開していくツールとすることで、提案型のロボットSIを実現する計画を対象とします。

＜補助対象条件（C）＞

特定の事業者固有の課題を解決するためのロボットシステムを構築するものでないこと。

＜補助対象条件（A～C共通）＞

- ① 本事業により取得したロボット等は、申請者（ロボットSIer等）が所有する計画であること。他の事業者への譲渡（売却等）、交換又は貸付け等により取得財産等を処分（※）することを前提とした申請は認められない。

（※）中小企業経営支援等対策費補助金（ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業）交付規程（平成29年2月9日 一般社団法人日本ロボット工業会 規程第002号）第7条第10号を参照のこと。

- ② 既存の生産設備等に組み込むことを目的としたロボットシステムを構築する申請は対象として認められない。

## 1.7. 応募資格

以下の①～⑦のすべての要件を満たす民間企業等を補助対象事業者とします。

- ① 原則本邦において、事業活動を営んでいる法人。  
② 補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用で

きること。

- ③ 補助事業の内容、結果及び成果の概要について、事業期間中及び終了後の公表に協力できること。
- ④ JARA が事業期間中及び終了後に行う調査等に協力できること。
- ⑤ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 本事業実施に当たって、本事業以外からの国庫による補助等（経済産業省のみならず他省庁の補助金、委託費、交付金等も含む）を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ⑦ 本事業に採択された場合に、補助事業の終了までに JARA が提供する「ロボット活用ナビ」においてロボット Sler として登録すること。

## 1.8. 補助対象経費

補助対象事業を実施するために要する経費として、次表に掲げる経費を補助対象経費とします。

区分	内容
I 機械装置費及び運搬費	ロボットシステムを構成する機械装置（ロボット、ロボットに取り付ける機器、周辺装置等）並びに当該ロボットシステムの導入提案及び人材育成に用いる機械装置の購入費、製作費及び運搬費
II 原材料費	ロボットシステムの構築等に係る原材料費
III 外注費	ロボットシステムの構築等に係る外注費
IV ソフトウェア購入費及び使用料	ロボットシステムの構築、導入提案及び人材育成に用いるソフトウェアの購入費及び使用料
V 受講料	労働安全衛生に関する特別の教育（※）を行う講習等の受講料 （※）労働安全衛生規則第36条第31号及び第32号で定める業務に関する、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育
VI 人件費	補助事業者において、ロボットシステムの企画、設計、開発及び構築並びに人材育成に従事する者等の労務費

※ VI 人件費については、別添「人件費単価の計算方法」を参照のこと。

## 1.9. 補助率及び補助金上限額

補助率は補助対象経費の1/2以内とします。ただし、補助事業者が中小企業（個人事業主、小規模事業者を含む）である場合の補助率は補助対象経費の2/3以内とします。

また、補助金の上限額は以下のとおりです。

【A】ロボットSI事業参入・拡大型 1,500万円

【B】ロボットセンター開設型 5,000万円

【C】ロボットシステムのモデル構築型 3,000万円

なお、補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助金額が上限を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限の範囲内で交付されます。

本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできません。

#### <連携体での共同申請について>

連携体での共同申請として参加できる民間企業等は5者までとします。なお、申請者ごとに取得する財産等を明確にする必要があり、連携体内で予算を流用することはできません。

連携体での補助金の上限額は5,000万円とし、個者ごとの上限額は1,500万円とします。また、補助率については個者ごとに中小企業に該当するかどうかで適用する補助率を決めることとし、連携体として一律の補助率を適用する訳ではありません。

#### <中小企業の定義>

中小企業支援法第2条に準じ、以下のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する者を中小企業と定義します。

##### Ⅰ. 以下の表に該当する会社

業種	次のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業とします。

##### Ⅱ. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 (事業協同組合、共同組合連合会、企業組合等)

##### Ⅲ. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会（直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記Ⅰ. に該当する者である場合に限る）

但し、上記Ⅰ～Ⅲを満たす場合であっても、次のいずれかに該当する「みなし大企業」は中小企業の対象からは除きます。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有してい



る中小企業

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2／3以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1／2以上を占めている中小企業

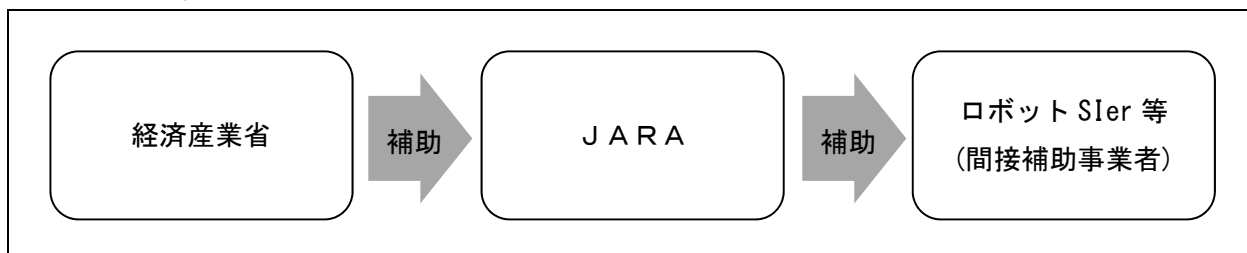
大企業とは、中小企業支援法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいうこととします。

また、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱いません。

#### 1.10. 補助事業期間

交付決定の日を事業開始日とし、平成30年2月末までに事業を完了し実績報告書を提出してください。

#### 1.11. 事業全体のスキーム





## 2. 公募から申請、審査、交付決定まで

### 2.1. 公募

JARA は、補助事業者の一般公募を行います。

JARA ホームページ (<http://www.jara.jp>) に公募関連情報（公募説明会の開催情報を含む）を随時掲載します。

#### 2.1.1. 公募期間

公募開始：平成 29 年 5 月 11 日（木）

応募締切：平成 29 年 6 月 30 日（金）

※郵送（宅急便可）は 6 月 30 日 17 時必着。持ち込みは 17 時までとなります。

#### 2.1.2. 応募書類

申請される事業者は、所定の様式を用いて、提案書類を一式作成し、正 1 部副 4 部を JARA に提出して下さい。

<提出書類一覧>

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	補助事業申請書（様式 1）	正 1 部 ※共同申請に関しては申請者数分作成してください。 ※予めホームページより申請番号を取得いただく必要があります。 <a href="http://www.jara.jp">http://www.jara.jp</a> の公募情報ページの案内に従い、申請番号を取得し記入してください。
2	指定	事業計画書 （様式 2-1【類型別】、様式 2-2、 様式 2-3【共同申請時のみ】）	正 1 部、副 4 部 ※様式 2-1 は類型別に書式が分かれています。応募する種類の書式を使用してください。
3	自由	事業計画補足説明書 （本書類の提出は任意）	正 1 部、副 4 部（本書類を添付する場合） ※事業計画書に補足する内容がある場合、別添として提出することが可能（補足説明書である旨を明記）。 ※本書類を提出しないことで審査上不利になることはありません。
4	自由	見積書	正 1 部、副 4 部 ※補助対象経費のうち「V 受講料」を計上する場合は、見積書のほか、労働安全衛生法に規定する特別の教育に関する講習等であることを証明する書類を添付してください。
5	自由	会社概要	正 1 部、副 4 部 ※会社名、業種、資本金、従業員数等の項目が入った概要資料。会社パンフレットでも可。
6	自由	財務諸表	正 1 部 ※直近 3 期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
7	指定	提出書類自己チェック表	正 1 部

※申請書類は A4 ファイルに穴を開けて綴じ、表紙及び背表紙に事業者名・提案名を記

入してください。

※申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておいてください。

※採択決定後、交付申請時には商業登記簿謄本が必要となります（上場企業除く）。

### 2.1.3. 書類提出先

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 307

一般社団法人日本ロボット工業会 担当 高本 宛て

※必ず赤字で「平成 28 年度ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業 交付申請書在中」と目立つ場所に記載してください。

<お問合せ先>

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 307

一般社団法人日本ロボット工業会 担当：高本、須田、高橋、中川

電話：03-3434-2919 FAX：03-3578-1404

電話受付時間 9:00～17:00（土日、祝日を除く）

## 2.2. 審査

外部の有識者で構成される審査委員会が審査を行い、本事業の目的を達成するために有効と認められる事業を選定します。審査基準は別紙のとおりです。

なお、審査は非公開とし、審査の経過や審査結果に至った理由等に関する問い合わせには応じないものとします。また、申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施します。

## 2.3. 採択決定

JARA は、申請された事業が補助の要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、審査委員会の結果に基づき予算の範囲内において採択の決定を行い、採択決定通知書により申請者に通知します。（採択決定及びその他の JARA からの連絡等は、全て「連絡担当窓口」に記載されている住所、電話・FAX 番号、電子メールアドレス宛てに行います。また、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）

## 2.4. 交付決定

採択通知を受けた提案者は、所定期間内に所定の交付申請書を作成の上、JARA に提出し、内容確認等を経て補助金の交付決定となります。

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に JARA が実施する「確定検査」により決定されるものであり、(3.3. 補助金額の確定及び補助金交付参照)、交付決定通知書に記載の額でないことにご留意下さい。

### 3. 事業開始～補助金交付

#### 3.1. 事業の開始及び事業完了

##### 3.1.1. 事業の開始

補助事業者は、JARA から交付決定通知を受けた後に補助事業を開始（設計・設備などの発注、契約等）するにあたっては、以下の点に留意して下さい。また、不明な点があれば、必ず JARA の担当者へ連絡して下さい。

- ① 発注日、契約日は、JARA の交付決定日以降であること。
- ② 原則として競争入札又は相見積りによって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に実施された設計、設備購入等については、当該年度中（または、補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。

##### 3.1.2. 計画変更等

補助事業者は、提案申請時の事業の内容を変更、補助事業経費の区分ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に JARA の承認を受ける必要があります。

補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の 10% 以内で変更する場合は、JARA の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業が変更されたわけではないため、原則として JARA の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

##### 3.1.3. 申請の取下げ

採択後、申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

##### 3.1.4. 事業実施

事業実施期間中に JARA から進捗の確認やコンサルティングを行うことがあります。

##### 3.1.5. 中間報告・検査

補助事業者は事業期間中、別途 JARA が指定する期日までに中間報告を提出する必要があります。また、必要に応じて現地検査を行います。

##### 3.1.6. 事業の完了

当該年度の補助事業は、納品後事業計画の実施及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）を持って事業の完了とします。

また、補助事業者から外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行って下さい。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払いが

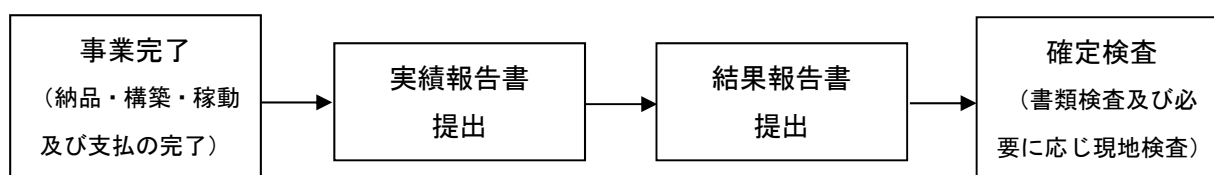
完了している必要があります。支払いの事実を証明できる証憑を準備してください。

### 3.2. 完了報告

#### 3.2.1. 完了報告

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内又は所定の事業期間終了日（平成30年2月末日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。また、別途 JARA が指定する日までに結果報告書及び成果報告ハンドブック用書類を提出して下さい。

#### <完了報告の流れ>



#### 3.2.2. 提出書類一覧

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	実績報告書	
2	指定	結果報告書	※本書類は公開される場合があります。
3	指定	結果報告ハンドブック用書類	※本書類は公開される場合があります。

#### 3.2.3. 完了報告書類の提出期限

No.	書類名称	提出期限
1	実績報告書	平成30年2月末日(又は完了後30日)
2	結果報告書	別途指定
3	結果報告ハンドブック用書類	別途指定

### 3.3. 補助金額の確定及び補助金交付

#### 3.3.1. 補助金額の確定

JARA は、補助事業者からの実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が採択決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意して頂く書類は交付決定後に別途お知らせします。

※ 交付決定内容と異なる機械装置が設置されている場合、補助金の支払を行いません。

※ 計画書記載の内容が十分に行われていない場合、補助金の支払を行いません。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益

相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

### <利益排除について>

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと捉えられます。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱います。

#### ① 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とします。

#### ② 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいうこととします。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めます。

例) 売上原価/売上高（直近年度単独決算報告）をもって利益相当額を排除します。

	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
3者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	3者見積参加不可 利益排除
特命発注の場合	利益排除必要なし 事由書をもって判断	利益排除	利益排除

### 3.3.2. 補助金の支払い

補助事業者は、JARAの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとなります。

### 3.3.3. 財産管理

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめJARAの承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を



行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

#### 3.3.4. 補助金の返還、取消、罰則等

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付規程に基づく交付決定の取消及び補助金の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ JARA の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から JARA に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

### 4. その他

#### 4.1. 結果の公表について

JARA は、補助金の採択決定時に、補助事業者名、事業名等を JARA ホームページで公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

#### 4.2. 事業終了後の報告について

補助事業終了後5年間、実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JARA から求められる場合があります。

#### 4.3. 秘密の保持

提出された申請書は、補助事業者の選定に使用します。審査委員には守秘義務がありますが、提出された申請書は全て審査委員に開示されます。また、事業計画書の内容に関しては、国又は JARA から公表される場合があります。

取得した個人情報については、事業計画実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

(別添)

## 労務費単価の計算方法

### 1. 労務費単価の算定方法

補助事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定においては、一部の給与形態を除き、原則として等級単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	労務費単価
健保等級適用者 (A)	全て	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者 以外の者 (B)	年俸制	適用される	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	月給制		
	日給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価（一円未満切捨て）を適用
	時給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

労務費単価の具体的な適用は以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

#### ① 健保等級適用者 (A)

次の各要件の全てを満たすも者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

ア. 健康保険料を徴収する事業者との雇用関係に基づき当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額または時給での雇用契約者については、健保等級適用者以外の者として取り扱う。

イ. 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。健保等級適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

a. 賞与が通常支給されない者、又は通常年4回以上支給される者

→ 等級単価一覧表のA区分を適用

b. 賞与が年1～3回まで支給されている者

→ 等級単価一覧表のB区分を適用

#### ② 健保等級適用者以外の者 (B)

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて以下の区分により取り扱う。この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する等級単価を適用する。

区 分	
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を12月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって1日当たりの労務費単価とすることができる
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって労務費単価とする

## 2. 健保等級適用者以外の者の取扱細則

### 2-1. 等級単価を適用する者

前記1. ②の区分中、年俸制及び月給制の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

#### ① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

なお、賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

#### ② 算定に含まない金額

解雇予定手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く。）など。

#### ③ 通勤手当の取扱い

年俸制及び月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）については除外しない。

#### ④ 賞与の取扱い

ア. 事業期間内に支給される賞与を加算することができる。

イ. 年俸制又は月給制適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（4月～9月）又は下期（10月～3月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合において年俸制適用者は、月額に換算して適用する。

- ・ 年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）
- ・ 月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）

### 2-2. 等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給制適用者については、等級単価一覧表（別表）の労務費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額及び時間単価による個別単価を原則適用する。

#### ① 通勤手当の取扱い

日額制及び時給制適用者に係る通勤手当については、日額及び時給に通勤手当相当額を加算することができる。

#### ② 賞与の取扱い

前記（２）－１．④アについて同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。日額又は月額に加算できる明確な賞与とは、給与明細等に賞与として額が明示され、支給することが確定している場合をいう。

- ・ 日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日（１円未満切捨て）
- ・ 時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日÷所定就業時間（１円未満切捨て）

### 3. 等級単価一覧表の適用方法

健保等級適用者及び健保等級適用者以外の者のうち等級単価を適用する者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準額は以下の方法により決定する。

- ① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された健保等級を適用する。
- ② 健保等級の変更（定時改定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。
  - （a）定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。
  - （b）随時改定は、被保険者標準報酬決定通知書の改定年月を適用する。

### 4. 等級単価の証明

前述3. ①及び②の健保等級又は給与については、別添様式1（健保等級証明書）又は様式2（給与証明書）により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする。（証明書の日付は事業期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする。）ただし、給与明細などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては次の書類等を活用して照合を行うこととする。

- ・ 健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料表及び給与明細）。
- ・ 健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）。
- ・ 給与台帳、業務日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

様式 1

### 健保等級証明書

事業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年度	健保等級					
	月	月	月	月	賞与の支給回数	月
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						

平成 年 月 日

平成 年度事業従事者に係わる健保等級について、上記の通り証明します。

名称(社名等)：

所属部署名：

証明者氏名(自署)：

※事業の開始月、定時決定月(9月)、新規の登録事業者の従事開始月、健保等級に改定がある月については必ず記載する。

※本様式は、健保等級適用者(A)にのみ使用する。

様式 2

給与証明書

事業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年度		月額給与			
従事者氏名		月	月	月	備考
〇〇〇〇	給与額				
	賞与相当額				
	賞与の支給回数				
〇〇〇〇	給与額				
	賞与相当額				
	賞与の支給回数				

平成 年 月 日

平成 年度事業従事者に係わる健保等級について、上記の通り証明します。

名称(社名等)：

所属部署名：

証明者氏名(自署)：

※事業の開始日、新規の登録事業者の事業開始月、給与に変更がある月については必ず記載する。

※本様式は、健保等級適用者以外の者(B)にのみ使用する。

## 等級単価一覧表 平成28年度適用

等級	健保等級適用者			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000		～ 63,000	340	450		～ 83,160	450	
2	68,000	63,000	～ 73,000	400	530	83,160	～ 96,360	530	
3	78,000	73,000	～ 83,000	460	610	96,360	～ 109,560	610	
4	88,000	83,000	～ 93,000	520	690	109,560	～ 122,760	690	
5	98,000	93,000	～ 101,000	580	760	122,760	～ 133,320	760	
6	104,000	101,000	～ 107,000	610	810	133,320	～ 141,240	810	
7	110,000	107,000	～ 114,000	650	860	141,240	～ 150,480	860	
8	118,000	114,000	～ 122,000	700	920	150,480	～ 161,040	920	
9	126,000	122,000	～ 130,000	740	980	161,040	～ 171,600	980	
10	134,000	130,000	～ 138,000	790	1,050	171,600	～ 182,160	1,050	
11	142,000	138,000	～ 146,000	840	1,110	182,160	～ 192,720	1,110	
12	150,000	146,000	～ 155,000	890	1,170	192,720	～ 204,600	1,170	
13	160,000	155,000	～ 165,000	950	1,250	204,600	～ 217,800	1,250	
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,010	1,330	217,800	～ 231,000	1,330	
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,060	1,410	231,000	～ 244,200	1,410	
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,120	1,490	244,200	～ 257,400	1,490	
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,180	1,560	257,400	～ 277,200	1,560	
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,300	1,720	277,200	～ 303,600	1,720	
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,420	1,880	303,600	～ 330,000	1,880	
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,540	2,030	330,000	～ 356,400	2,030	
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,660	2,190	356,400	～ 382,800	2,190	
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,780	2,350	382,800	～ 409,200	2,350	
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,900	2,500	409,200	～ 435,600	2,500	
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,020	2,660	435,600	～ 462,000	2,660	
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,130	2,820	462,000	～ 488,400	2,820	
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,250	2,980	488,400	～ 521,400	2,980	
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,430	3,210	521,400	～ 561,000	3,210	
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,610	3,450	561,000	～ 600,600	3,450	
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,790	3,680	600,600	～ 640,200	3,680	
30	500,000	485,000	～ 515,000	2,970	3,920	640,200	～ 679,800	3,920	
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,140	4,150	679,800	～ 719,400	4,150	
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,320	4,390	719,400	～ 759,000	4,390	
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,500	4,620	759,000	～ 798,600	4,620	
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,680	4,860	798,600	～ 838,200	4,860	
35	650,000	635,000	～ 665,000	3,860	5,090	838,200	～ 877,800	5,090	
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,040	5,330	877,800	～ 917,400	5,330	
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,210	5,560	917,400	～ 963,600	5,560	
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,450	5,880	963,600	～ 1,016,400	5,880	
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,690	6,190	1,016,400	～ 1,069,200	6,190	
40	830,000	810,000	～ 855,000	4,930	6,500	1,069,200	～ 1,128,600	6,500	
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,220	6,900	1,128,600	～ 1,194,600	6,900	
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,520	7,290	1,194,600	～ 1,260,600	7,290	
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	5,820	7,680	1,260,600	～ 1,326,600	7,680	
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,120	8,070	1,326,600	～ 1,392,600	8,070	
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,470	8,540	1,392,600	～ 1,471,800	8,540	
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	6,830	9,010	1,471,800	～ 1,551,000	9,010	
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,180	9,490	1,551,000	～ 1,630,200	9,490	
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,540	9,960	1,630,200	～ 1,709,400	9,960	
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	7,900	10,430	1,709,400	～ 1,788,600	10,430	
50	1,390,000	1,355,000	～	8,250	10,900	1,788,600	～	10,900	

## 平成 28 年度ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業の補助対象条件及び審査基準

補助対象条件	審査基準
<p>平成 28 年度ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業</p> <p style="text-align: right;">13.2 億円程度（うち、残りの予算額）</p>	
<p><b>&lt;補助対象条件（A～C共通）&gt;</b></p> <p>① 本事業により取得したロボット等は、申請者（ロボット SIer 等）が所有する計画であること。他の事業者への譲渡（売却等）、交換又は貸付け等により取得財産等を処分（※）することを前提とした申請は認められない。</p> <p>（※）中小企業経営支援等対策費補助金（ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業）交付規程（平成 29 年 2 月 9 日 一般社団法人日本ロボット工業会 規定第 002 号）第 7 条第 10 号を参照のこと。</p> <p>② 既存の生産設備等に組み込むことを目的としたロボットシステムを構築する申請は対象として認められない。</p>	<p><b>&lt;A～C共通&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業計画の合理性・具体性</li> <li>2. 計上経費の妥当性・明確性</li> <li>3. 事業の遂行能力（経営基盤、実施体制、技術力等）</li> <li>4. 自己負担分の調達、経理等の管理・処理</li> <li>5. 本提案を通じた雇用創出効果</li> <li>6. 人材のロボット関連スキルの向上効果</li> </ol>
<p><b>A ロボット SI 事業参入・拡大型（補助金上限額：1,500 万円）</b></p> <p style="text-align: right;">10.0 億円以内（うち、残りの予算額）</p>	
<p><b>&lt;提案内容（A）&gt;</b></p> <p>ロボット SI に必要な知識、技能及び提案能力の習得や高度化を目的として、自らロボット等を取得し、ロボット技術者やロボットシステムの導入提案を担う人材の育成等を通じて、ロボット SI を新たに事業の一つとして展開していく計画や、既存のロボット SI 事業の拡大を目指す計画、実演等による導入提案が可能な環境を整備しロボット導入の促進を図る計画が対象。</p> <hr/> <p><b>&lt;補助対象条件（A）&gt;</b></p> <p>ロボット等の機械装置（汎用ロボット（※）及び周辺装置等）を購入、設計又は開発する計画であること。機械装置の取得無くその他の経費のみを計上している申請は対象として認められない。また、本事業を通じてロボット SI 事業等を展開していくことを前提とする必要があり、自</p>	<p>A 1. 既存の自社事業とロボット SI 能力向上計画の親和性</p> <p>A 2. 提案するロボット SI 事業の具体性・展開性・新規性</p> <p>A 3. ロボット SI 事業未参入者への波及性</p>



<p>社での人材育成のみを目的とした申請は対象として認められない。</p> <p>(※) 本事業における汎用ロボットとは、個別の目的に対して専用の趣旨で製造されたロボット以外のものをいう。具体的には、垂直多関節型、水平多関節（スカラ）型、双腕型、直角座標（直交）型、平行リンク型等のロボットを指す。</p>	
<p><b>B ロボットセンター開設型</b> （補助金上限額：5,000万円） <span style="float: right;">7.0億円以内（うち、残りの予算額）</span></p>	
<p>＜提案内容（B）＞</p> <p>ロボット導入促進のための環境整備を目的として、多彩なロボットを取りそろえロボットシステムの展示や実演等を通じた導入提案を行うほか、ロボットの操作教育や安全教育、ロボットに関する普及・啓発等の講習を実施していく計画が対象。</p>	<p>B 1. ロボットセンター開設に関するニーズ分析の具体性</p> <p>B 2. 地域のロボット導入促進に対する波及効果</p>
<p>＜補助対象条件（B）＞</p> <p>汎用ロボットを3台以上取得し、かつ2社以上のロボットメーカーを選定する計画であること。加えて、ロボットの導入促進に資する講習等の受講対象を、申請者の従業員等に限定せず、補助事業期間終了後も継続的に実施していく計画であること。ただし、商談等を通じたロボットの導入提案を実施していくことを前提とする必要があり、人材育成のみを目的とした申請は対象として認められない。</p>	
<p><b>C ロボットシステムのモデル構築型</b> （補助金上限額：3,000万円） <span style="float: right;">7.0億円以内（うち、残りの予算額）</span></p>	
<p>＜提案内容（C）＞</p> <p>多くの中小企業等の現場（ものづくり分野、サービス分野）に共通する課題を解決するためのロボットシステムのモデルを構築し、多様な現場にその導入を提案し展開していくツールとすることで、提案型のロボットSIを実現する計画が対象。</p>	<p>C 1. 現場の共通課題に対する分析の具体性・的確性</p> <p>C 2. ロボットシステムモデルの妥当性・展開性</p> <p>C 3. モデル構築によるロボット導入コスト削減効果</p>
<p>＜補助対象条件（C）＞</p> <p>特定の事業者固有の課題を解決するためのロボットシステムを構築するものでないこと。</p>	